

包括外部監査

12 外部監査公表第1号（平成12年3月23日付 福岡市公報第4772号(別冊2)公表）

1 下水道局

監査の結果	措置の状況
<p>1-(1) 受贈管渠は料金原価引き下げの目的により寄附されたものか否かの検討がなされておらず、すべて減価償却されていない。また、このような処理をとった根拠も不明確である。料金原価引き下げの目的のもとに寄附された管渠以外の受贈管渠については減価償却を行うべきと考えられる。</p>	<p><b>【措置済（H13.4.5通知）】</b> 本市におけるこれまでの受贈管渠については、市民負担の軽減を図るという観点から、料金原価引き下げの目的のもとに寄附された管渠であるという位置付けを明確にし、取扱うこととした。</p>
<p>2-(1) 七隈地区下水道築造工事（1億5千万円、平成4年度完成）については、供用報告漏れにより建設仮勘定から管渠に振替されていなかった。これにより平成5年度から10年度までの原価償却費約1,600万円が、計上不足であり、その分有形固定資産が過大になっている。</p>	<p><b>【措置済（H13.4.5通知）】</b> 平成11年度決算において、建設仮勘定から管渠に振り替えるとともに、平成5年度以降の原価償却費18,546,360円を計上した。</p>
<p>3-(1) 過少申告分調定後の下水道使用料も全額は納付されておらず、この分だけでも優先して回収する必要がある。</p>	<p><b>【措置済（H14.5.2通知）】</b> 実効性のある滞納処分の方法等を検討し、金銭の取り立てが容易な預金及び商取引上の債権を順次差押え、取り立てた金銭については、過少申告調定後の未収金に優先的に充当した。</p>
<p>3-(2) これ以上の債権額の増加を回避すべく、法的措置を含めた適切な処置をとることが必要である。</p>	<p><b>【措置済（H14.5.2通知）】</b> 実効性のある滞納処分の方法等を検討し、金銭の取り立てが容易な預金及び商取引上の債権を順次差押え、取り立てた金銭については、過少申告調定後の未収金に優先的に充当した。</p>
<p>4-(1) 必要な人員配置のもと早急に未調査の事業所についても井戸水使用事業所調査を実施し、下水道使用料の適正賦課をするべきであり、公平性・収入増加の見地から調査認定作業を急ぐべきである。</p>	<p><b>【措置済（H13.4.5通知）】</b> 平成12年度に専任調査要員を2名増員し、下水道使用料の適正賦課のための調査に積極的に取り組んでいる。</p>
<p>5 下水道事業では委託化が進んでいるが、水処理センターでは最も古い業者で昭和41年から「特命随意契約」による選定となっている。「特命随意契約」</p>	<p><b>【措置済（H18.3.15通知）】</b> 本市下水道事業における各水処理センター等の機器運転保守業務委託については、し尿収集業者の転廃業対策を基本としながら、「経</p>

<p>となる根拠を明確にし、 予定価格の合理的積算等、 契約内容の検討が求められる。</p> <p>(1) 特命により特定の業者と契約を行うためには、 業務を履行することが可能なものが一者しかいないことを客観的に証明しておく必要があるように思う。</p> <p>(管理課)</p>	<p>験と知識を必要とする」業務の特殊性から、特命随意契約としている。</p> <p>このため、 毎年の契約前に、「水量」「水質」「施設」「周辺状況」等による各水処理センター運転操作の独自性や相違点を取りまとめ、業務の特殊性を明確にすることとした。</p>
<p>(2) 各水処理センターにおいて独自の微妙な運転操作が必要となることを特命の理由としているが、 そのためには業務の独自性を客観的データに基づいた根拠資料として整備しておくことが望まれる。</p> <p>(管理課)</p>	<p><b>【措置済 (H18. 3. 15 通知)】</b></p> <p>本市下水道事業における各水処理センター等の機器運転保守業務委託については、 し尿収集業者の転廃業対策を基本としながら、「経験と知識を必要とする」業務の特殊性から、特命随意契約としている。</p> <p>このため、 毎年の契約前に、「水量」「水質」「施設」「周辺状況」等による各水処理センター運転操作の独自性や相違点を取りまとめ、業務の特殊性を明確にすることとした。</p>
<p>(3) ①業務委託実施設計基準表の給与ベースは人事院勧告や人事委員会勧告ではなく、 委託原価研究会の報告書に従った理由について、 より詳細に記載しておくことが必要である。</p>	<p><b>【措置済 (H15. 6. 10 通知)】</b></p> <p>平成 13 年度以降の人件費設計基準については、 委託原価研究会とともに人事院勧告等をベースとしている。</p>
<p>②現場従業員に対する役員数は一般事業会社の状況を勘案して見直しの必要があるのではないかとと思われる。</p>	<p><b>【措置済 (H14. 5. 2通知)】</b></p> <p>現場従業員に対する役員数については、 類似事業者等の状況を反映した人数を措置することとして、平成 14 年度から年次的に改善することとした。</p>
<p>③役員手当 (時間外手当) が計上されているが、 通常、 役員に時間外手当を支出することはなく削除すべきである。</p>	<p><b>【措置済 (H14. 5. 2通知)】</b></p> <p>役員手当 (時間外手当) については、 従来から「管理職手当」として計上しており、 今後は誤解を招くことのないよう表現を変更することとした。</p>
<p>④役員の調整手当は役員手当まで算定の基礎とされており、 役員手当の部分は削除すべきである。</p>	<p><b>【措置済 (H14. 5. 2通知)】</b></p> <p>役員手当 (時間外手当) については、 従来から「管理職手当」として計上しており、 今後は誤解を招くことのないよう表現を変更することとした。</p>
<p>⑤役員は退職積立金の対象者に含まれないと思われる。</p>	<p><b>【措置済 (H14. 5. 2通知)】</b></p> <p>役員の退職積立金については、 中小企業退</p>

	職金共済法に基づき、計上しないこととした。
⑥直接・間接人件費と直接・間接経費は最終的な合計額の10%相当額を諸経費として計上している。諸経費は業者の適正利益として見込んだものと思われるが、同様な事業を営む民間事業会社の平均利益率を考慮に入れ、毎年度、弾力的に定めて行くことが必要と思われる。	【措置済（H18.8.30通知）】 <p>予定価格算定基準については、国の主導で全国的な実態調査の基に策定され、現在広く使用されている「下水道施設維持管理積算要領—終末処理場・ポンプ場編（日本下水道協会）」を本市の実情に合わせて導入することとしている。</p>
6-(1) 水処理センター固定資産の会計帳簿 <p>「下水道敷台帳」（管渠用地）と「固定資産整理表」との照合が行われていないため差異が生じている。「固定資産整理表」への一本化が望まれる。</p>	【措置済（H14.5.2通知）】 <p>「下水道敷台帳」（管渠用地）と「固定資産整理表」との差異を是正し、「固定資産整理表」への一本化を行った。</p>
6-(2) 「固定資産整理表」と「土地台帳」とに差異があり、その結果、「貸借対照表の土地勘定残高が現物を正確に反映している」とは判断できない。	【措置済（H14.5.2通知）】 <p>「固定資産整理表」と「土地台帳」との照合を行い、差異を是正した。</p>
7 ポンプ場用地の先行取得について <p>ポンプ場用地について、先行取得後あまりに長期間、本来の用途に使用されないこととなれば、先行取得の適否及び企業債の利子負担等の問題が提起される。現在駐車場等で活用されてはいるものの、支払利息の概算額は261万円であった。</p>	【措置済（H29.1.27通知）】 <p>指摘を受けたポンプ場用地4箇所のうち、東浜第2ポンプ場は供用開始し、魚の町ポンプ場は他局へ有償所管換を行い、措置済みである。箱崎ポンプ場については、平成27年度から躯体の工事に着手し、三宅ポンプ場については、平成27年度からポンプ場流入渠の工事に着手した。今後は施設の早期供用開始を目指す。</p>
8-(1) 水質検査用の薬品管理について受払記録を作成し、定期的な現物との照合（たな卸）、差異の原因究明及び重要な差異の報告体制の整備等が望まれる。	【措置済（H13.4.5通知）】 <p>薬品管理方法について、管理責任者の明確化、管理台帳の整備、試薬使用量のチェック、毒劇物試薬保管庫の常時施錠等の改善を図った。</p>
8-(2) 水質検査用の薬品について保証期間が到来したもの、あるいは、使用しないことが明らかになったもの等の処分に関する事務処理の明確化が必要と考える。	【措置済（H13.4.5通知）】 <p>効力期限切れまたは不要となった薬品類の処理については、水質管理課にて一元的に管理することとし、大部分については平成12年3月に廃棄、残りについては今後計画的に廃棄処分することとした。</p>

<p>9-(1) リサイクル事業としての重要性和事業コストの両面を考慮に入れ、コンポスト事業の存続の可否について十分に検討することが必要と思われる。</p> <p style="text-align: right;">(管理課)</p>	<p><b>【措置済 (H18. 3. 15 通知)】</b></p> <p>コンポスト事業のあり方については、下水汚泥の安定処分の必要性和リサイクル事業としての重要性和を考慮し、16年度において「新西部水処理センターが稼働するまでは、現行体制である公社方式によるコンポスト事業を継続する。なお、今後のコンポスト事業のあり方については、現有施設が機能する限りは継続する方向で進めながら総合的に検討を行い、新西部水処理センター稼働前までを目途に判断する。」という取組方針を定めたところである。</p> <p>今後とも、さらなる経営努力を行い、コンポスト化コストの縮減に努めていく。</p>
--	---

**包括外部監査の結果に関する報告に添えて提出する意見**

意見	市の見解
<p>1 下水道事業が独立採算を達成し、経営の安定化をはかるためには、更なる経費削減努力及び長期間未回収となっている債権の回収努力、歳入調定行為の促進を行うことが、下水道事業の重要な課題となっており、未だ回収されていない下水道事業原価と下水道使用料の関係の適正化を着実にを行う必要がある。</p>	<p>平成 13 年度以降、新財政収支計画（平成 13～16 年度）を策定し、汚水処理費の回収率を引き上げるとともに、事務事業見直しによる経費節減・コスト縮減に取り組んでいる。</p> <p>さらに、平成 14 年度には、嘱託員 1 名を配置し、下水道使用料の適正賦課に取り組んでおり、今後とも経営の安定化を図るため、計画的に収支の改善を行い、下水道事業原価と下水道使用料の関係の適正化に努めていく。<b>【措置済 (H15. 6. 10 通知)】</b></p>
<p>2 平成 11 年度に策定した「下水道施設（処理場、ポンプ場）改築更新事業計画」に基づく「機器」更新の意志決定において、法定の耐用年数が到来したものに対しては、定量的な診断としての経済計算は実施されないことになっている。それに対して、経済的・効率的な「機器」の更新等を行うためには、耐用年数が到来した「機器」についても、何らかの経済計算を実施することが重要であると考え</p>	<p>下水道施設は、経過年数とともに老朽化が進み、改築・更新が大きな問題となってきているが、機器の更新に当たっては耐用年数が来ている大型機器についても、経済計算を行い、延命化の可能性も含め、総合的に判断し、経済的・効率的な更新時期を決定し事業費の縮減に努めていく。<b>【措置済 (H15. 6. 10 通知)】</b></p>